

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和6年12月26日 開会時間・午前・午後11時59分 閉会時間・午前・午後00時51分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 川柳 雅裕 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	石黒副市長 森教育長 吉村市長室長 不破教育委員会事務局 長 小川教育政策課長 稲葉教育政策課長 高木教育政策課長 補佐 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	○新しい時代の学校構想検討委員会からの答申について ○その他	

【開会＝午前 11 時 59 分】

野口議長

ただいまから全員協議会（以下、「全協」という。）を開催いたします。会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

（異議なし）

野口議長

市長は本日公務がありまして、会議を欠席されますので、よろしくお願いをいたします。では、教育委員会より報告願います。

教育長

今定例会の一般質問でもご質問頂き、ご答弁しておりますが、教育委員会の附属機関である、「新しい時代の学校構想検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」から答申を受けましたので、そのことにつきましてご説明、ご報告申し上げたいと思います。では、事務局長から説明申し上げます。

教育委員会事務局長

お手元の A4 版の資料をご覧頂きたいと思います。本市では次代の羽島を担う心豊かなこどもの育成を目指し、検討委員会を立ち上げ、令和 4 年 12 月から審議を進め、去る 11 月 1 日に検討委員会から答申を頂きました。

検討委員会においては、「審議した内容」の主に学校教育に関わる記載 1、「新しい時代において志を持ち心豊かに学びあうこどもを育む教育について」、主に学校施設や制度に関わる記載 2 の「新しい時代に求められる学校制度、学校運営、学校配置等について」の 2 点について諮問し、ご審議を頂きました。

まず本市の教育の特色としまして、市内全域で小中一貫教育を推進していること、休日運動部活動を地域移行していることなどが挙げられます。また、教育的な課題としましては、学校施設の改修、そして今後、更新が必要なこと、児童生徒数の減少による学校の小規模化への対応が必要なことなどが挙げられるところがございます。

これらの特色と課題を踏まえまして、検討委員会から頂いた答申では、まず「審議した内容」の 1 に関わりまして、体験的な活動や探究的な学びを通じて、多様な考え方に触れる教育を重視することや、確かな学力の育成、体力の向上を目指す教育を研究すること、そして「審議した内容」の 2 に関わりまして、時代・環境の変化に応じ、本市の目

指す教育の姿を具現するための教育制度を確立することや、こどもたちの願いを実現できる機能を備えた学校配置、施設の整備が必要であることなどが主な答申内容でございます。

次に、タブレットに格納した答申書の1ページ目、付帯事項をご覧頂きたいと思っております。

付帯事項としまして、主体者であるこどもたちから、今後の学校構想等の意見を聞く機会を設けること、児童生徒数の減少等を踏まえ、教育環境のあり方を検討する際には、学校、地域などと協議し進めること、コミュニティスクールの充実に努め、学校運営協議会が学校運営に積極的に参画できるようにすることといった意見を頂いております。

以上の審議結果を踏まえ、今後、児童生徒、保護者、地域の方々などとの意見交換等を行いまして、推進計画、いわゆるアクションプランを作成していく予定でございます。なお、詳細につきましてはタブレットに収納されております、答申及び報告書をご覧頂きたいと思っております。

野口議長

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご質問等ございますでしょうか。

豊島議員

検討委員会はほぼすべて傍聴させて頂きまして、2点申し上げたいと思っております。

まず、メンバーの人選についてやや問題があると。これは今後、教育委員会で教育全般に関することの審議会や検討委員会等を開催される場合についてです。非常に偏った分野のみのご発言、そして全体の将来的な構想とずれている方が多々見受けられたように私の感覚として受け取りました。

もう一点目は、将来の羽島市の学校構想を検討することは素晴らしいことで、こういう検討委員会はいいんですけど、やはりメンバー等がしっかりとしていないと、どこへ舟が着くのか、私は途中から、特に最後のほうはよく理解できませんでした。それを仕切る座長の先生も、あまり羽島のことをご存知ないという発言を私は耳にしたこともありますので、市のことをよく知って、舟をどこに着ける思いがあるのか、その辺を検討委員会でも審議されたらという感想を持ちましたので、申し上げました。

河崎議員

質問と意見ですが、答申書の付帯事項の教育を受ける主体であるこどもたちから意見を聞くという話の中で、答申

教育長	<p>結果を踏まえての部分で、「児童生徒の皆さん、学校関係者・保護者・地域の方々、心豊かに学びあう学校について考え、話し合いましょう」ということで、何か具体的なスケジュールがもしあれば教えて頂きたいです。</p> <p>また聞き方について、これはお願いなんですけれども、質問の仕方によっては、ある程度答えの方向性を決めてしまうところもあるので、質問の仕方から検討して頂ければと思います。</p> <p>ご意見、ご質問ありがとうございます。河崎議員のご質問にお答えいたしますが、そもそもこの検討委員会におきましても、教員、保護者にも検討委員会の開催途中でアンケートをとっております。どういった教育がいいか、あるいはどういった学校の施設が望まれるか、もう少し踏み込んで、1学級あたり何人ぐらいがいいか、1学年何学級ぐらいがいいかという形で、アンケートをとって数字も共有しておるんですけども、今後も同様に広く意見を聞くとなると、意識調査は必要になると思いますので、議員ご指摘のとおり、今後は幅広く対面で話し合う場面と合わせて、こういった意識調査も行っていきたいなど。</p> <p>こどもたちについても、これまでも学校訪問する際に私が直接こどもたちと意見交換をしておりましたが、さらに違う方法も検討しながら進めていきたいと思っています。</p> <p>また、議会でも答弁いたしました。やはり将来の教育を担っていくのは市の教員ですので、教員の意向も十分反映していくということも踏まえて、ワーキンググループ等を作りまして、教員によるアクションプラン策定も考えていきたいと思っています。</p>
野口議長	<p>その他ございますか。</p> <p>(質問なし)</p>
野口議長	<p>それでは執行部の皆さんありがとうございました。ご退席して頂いて結構でございます。</p> <p>(執行部退席)</p>
野口議長	<p>それでは、羽島市議会委員会条例及び羽島市議会会議規則の改正について、議会運営委員会(以下、「議運」という。)より報告願います。</p>

藤川 議会運営委員長	<p>議会運営委員会では、市議会委員会条例及び市議会会議規則の改正案等について協議し、お手元に配付しました案のとおり改正することに決定しました。</p> <p>この改正は、全国市議会議長会から標準市議会委員会条例及び標準市議会会議規則の改正案が示され、この案に基づいて羽島市議会の条例案等を作成したものでございます。</p> <p>主な改正項目は、議会のデジタル化に関するもので、議案の提出や発言通告書の提出等、従来文書で行われていた手続きについて、オンラインによる手続きを可能とすることを明文化することや、オンラインでの委員会開催の要件の追加をするものです。その他、字句や運営上の支障となりうる条文の整理等を行っています。</p> <p>また、デジタル化を進めるにあたって、具体的な事項を定める必要があることから、標準市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）及び標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）をもとに羽島市議会版を作成しています。</p> <p>羽島市議会委員会条例及び羽島市議会会議規則の改正及び同条例規則に係る情報通信技術の活用に関する規程について、ご協議願います。</p>
野口 議長	<p>ただいまの報告について、何かご質問ございますか。</p>
南谷 清司 議員	<p>確認です。条例第 15 条の 2 で、開催方法の特例は委員長に決定権限がある「できる規定」ということで、それはいいんですが、その下の（１）、（２）に開くことができる場合の記載があります。（２）で「育児、介護その他のやむを得ない事由」とあるんですが、育児は、祖父母が孫の面倒を見るのも入るのか入らないのか。議会によって入れているところも入っていないところもあるんですけど、どういう解釈なのかということ。</p> <p>あと、やむを得ない事由は何を想定しているのか例示をお願いします。賛成とか反対とかそういうことではありません。今すぐ出なかったら後ほどで結構です。</p>
藤川 議会運営委員長	<p>その点も含めて協議を願えたらということでありまして。育児の定義は議長会の資料にもあった気がします。それも共有したいと思います。</p>

野口議長	<p>後ほどということで、その他についてよろしいですか。</p> <p>(質問なし)</p>
野口議長	<p>続きまして、「市民等からの要望等に関する情報共有および公開」運用基準案について、議運より報告願います。</p>
藤川議会運営委員長	<p>議会運営委員会では、お手元に配付しましたとおり、「市民等からの要望等に関する情報共有及び公開」運用基準案について協議し、この案を作成しましたので、ご協議をお願いします。</p> <p>この基準案は、市民等から議会に対する要望や苦情等があった場合、それらへの対応について定めたもので、全議員への情報共有、市民への公開等、その運用についての基準を定めたものです。</p> <p>この運用基準案についてご協議願います。</p>
野口議長	<p>ただいまの議運の報告について、何かご意見等ございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
野口議長	<p>次にホームページ運用基準について、前回、このことについて広報広聴委員長から報告があり、協議して頂いていた際、議員から、「準用する羽島市ホームページ管理運営要綱がないと審議できない」という意見がありましたので、今回参考資料として提示しました。</p> <p>では、前回の続きとなりますが、「羽島市議会ホームページ運用基準(案)」について、ご意見等ございますか。</p>
南谷清司議員	<p>確認で、羽島市ホームページ管理運営要綱では、ホームページを管理するものは所管課長となっているんですね。ホームページに情報を上げる、上げない、上げた情報を削除する管理権限は所管課長になると。そのままそれを適用すると議会事務局の議会総務課長になると思うんですけど、それでいいのかなと。</p> <p>また、第4条第2項に「大幅な内容の変更・削除等を行う場合は、議長が広報広聴委員会の意見を聴き、内容決定する。」と、議長に権限があるんですね。「ただし、軽微なもの及び保存年限を過ぎたものについてはこの限りではない。」というのは、変更、削除、ホームページに情報を上</p>

議会総務課長	<p>げる、更新の権限は議長にあるのか議会総務課長にあるのか、どちらなんですかということが一点です。</p> <p>もう一点、保存年限はどこを見れば分かるんですか。</p> <p>羽島市議会ホームページ運用基準の第4条に規定されていること以外のことについては羽島市ホームページ管理運営要綱を準用しますので、基準に書かれていないこと以外の権限は、議会総務課長が行うこととなります。</p> <p>保存年限については今すぐ出てこないんですけど、市の規程がありますので、それに準ずる形となります</p>
南谷清司議員	<p>保存年限は明文化されてないと、ここには書けないなということなんですけれど、議会のホームページは、議長が権限を持つべきだろうと私は思います。市の行政組織と議会は違うので、載っている情報を削除するか、何を載せるかという最終的な権限は議長が持つべきだろうと。実際にやって頂くのは事務局になるんですけど、議長が権限を持つべきというのが私の意見です。</p>
議会総務課長	<p>こちらの第4条第2項ですけれども、大幅な内容の変更、削除を行う場合は、議長が広報広聴委員会の意見を聴くということだけで、このただし書きは、あくまで広報広聴委員会にかけずに議長の権限で削除するという事なので、第4条第2項は、議長は議長の権限で軽微なものも行うという認識で作成しました。</p>
南谷清司議員	<p>それで結構なんですけど、だったら条文に基準を明確にしておいたほうが。第4条第1項と第2項で解釈が揺れる可能性があるので明記しておいたほうがいいんじゃないかなということなんです。情報の作成または更新は所管課長に権限があって、軽微な内容の変更、削除は議長にあるということは重なりがあるので、整理して議長権限ということを確認しておいたほうがいいだろうと思います。</p>
野口議長	<p>議長の権限について明確にするために、文言を変えますか、このまま行きますか。</p>
花村議員	<p>この件に関しては議運でもう1回検討して頂きたいと思います。</p>
藤川議会運営委	<p>意見としては、議長の権限を明文化するかどうかという</p>

員長	だけの話ですので、この場で皆さんの了承が得られれば、第4条に項目を追加すればいいので、「議長の権限で更新を行う」とか追加すればそれでいいと思います。
花村議員	藤川委員長から報告があったような形で作り直して、議運で検討してもらって。作り直したものがない状態では賛成できない。
野口議長	議運でやりますか。 (異議なし)
野口議長	意見交換会について、民生文教委員会より報告願います。
豊島民生文教委員長	民生文教委員会の意見交換会について報告いたします。意見交換会を令和7年2月22日土曜日午後1時30分から、文化センター301会議室にて開催を予定しております。 テーマは「市民に親しまれる病院とは？」と題し、2月発行の議会だよりに掲載をお願いしたいと思いますので、広報広聴委員会にもよろしくお願いいたします。 なお、募集等についても他の委員会の事例に倣って、2月の議会だよりに広報を掲載させていただきます。
野口議長	ただいまの報告について何かご質問ございますか。 (質問なし)
野口議長	それでは次に、前回の全協で佐藤議員から提案がありましたごみ処理施設建設特別委員会(以下、「ごみ特」という。)の廃止について、引き続き協議をお願いしたいと思います。ご意見ございますか。
花村議員	この関係は、以前協議したときに稼働するまでごみ特を設置すべきだという意見でまとまっておりましたので、そのとおりに行くべきだと考えます。
佐藤議員	稼働するまで設置すべきという意見でまとまっていたということですが、最近、市民病院の関係で特別委員会を作りたいとおっしゃる方がいます。その点は別途検討したらいいと思うんですけども、委員会が開催されないのに増えるのは疑問もありますので、廃止でいいんじゃないか

近藤議員	<p>なと思いました。</p> <p>廃止ということでしたけども、私もごみ特は稼働まで残すべきだと思いますし、私も度々、ごみ特を開催して頂きたいということで要望といいますか、南谷佳寛議長にも、藤川議長にも、野口議長にも言ってます。</p> <p>それから去年開催されても、事務方の説明ではなく藤川議長が一方的に間違った報告をしたので、それは駄目だよということを行いました。やはり事務方から正確な情報を。市は40%負担してますから、当然組合から、もしくは組合員の構成上市長が副管理者であり、議長も出てますので、事務方から説明して頂くのは当然であります。</p> <p>過去には現地視察も病院の北側の病棟や、新庁舎ができる前も耐震構造の現地視察をしましたので、やることはいっぱいあります、それを羽島市がやらないだけで。</p> <p>建設中ですけど、順調に事業が進んでるか、そういったことも含めて、ごみ特が機能するように、野口議長に開催をお願いします。</p>
議会事務局長	<p>参考までにですが、昨年、東海市議会の事務研究会がございまして、そこで一部事務組合の事務の議論について、どこですべきかという話が出ました。</p> <p>講師は、全国市議会議長会で法制議事運営等をやってみえた先生だったんですが、その中で、「一部事務組合の事務は事務組合の議会で議論して頂くということで、その下処理として全協を活用する形で、実施して頂くことが良いかと思う。全協の活用の仕方については、組合議会が始まる前に全協を開いて頂いて、その全協の場で、これから私は一部事務組合の議会に参加して審議に関わってきますが、皆様方から質問や質疑、意見はないかということ組合議会に出席される方がお聞きになって集約して頂いて、それをもって構成団体の議会の代表として、一部事務組合の議会に臨んで頂く。一部事務組合の議会が終わった後に全協を開いて頂いて、そこで報告して頂く形になると思う。」とおっしゃってみえます。また特別委員会のことも、「一部事務組合の事務の議論は特別委員会では普通やりません。自分たちの事務の範疇ではないので、特別委員会の所管とすることができないという形になってしまいます。特別委員会は活用しづらいので協議の場である全協、または事実上の会議体である全協で取り扱うことが一番だと思います」ということを講師の先生はおっしゃられていました。</p>

藤川議員	<p>(「講師の見解でしょ」と呼ぶものあり)</p> <p>地方自治法がありますので、法に則って。一部事務組合ができるのと地方自治体はその権能を失うんですよ。講師の見解という話がありましたけど、地方自治法に則れば、羽島市が所管する事務と一部事務組合が所管する事務が違ふこと、羽島市議会と岐阜羽島衛生施設組合議会（以下、「組合議会」という。）が所管する事務も違ふこと、このあたりを正確に認識して、そのうえで羽島市議会がごみ特を開くことについての妥当性、法的根拠がないのではと私は思いますので、佐藤議員が提案されるごみ特の廃止という方向で進めればよいのではないかと思います。</p>
佐藤議員	<p>私としては廣瀬先生の見解にとっても同意しています。去年、色々なやりとりがありましたけれども、当時の藤川委員長は色々説明をして頂けるということで、ごみ特の場で本当に真摯にご説明を頂いておりましたが、その最中に「もうやめてくれ」みたいな話も一部の方から出て、それで終わってしまったことがあったわけですね。</p> <p>やはり市議会議員として組合議会に出席している藤川一部事務組合議員が、ごみ特で説明をしたいということで、説明をして頂いているときに、突然終わってしまったということから考えると、特別委員会の運用としてはおかしくなってしまったなと思いますので、私は廣瀬先生の意見に基づいて行動すべきじゃないかと思います。</p>
近藤議員	<p>そういうご意見もありますけども、ごみ処理焼却施設に4割の資金を投入して、それから職員も2名派遣してるのかな、それに対して質問ができないということは甚だ疑問であります。</p> <p>それから、委員長という立場で藤川委員長が説明されましたけれども、あのとき私は絶対に公平でなければならないということで、入札の関係で質問しましたが、AグループとBグループやったか2グループありましたけど、お聞きしても全く答えられなかったという状態で、それでは駄目ですよということで、やはり事務方からお話を聞くべきであって、委員長に質問したときにまともな答弁が全く返ってきませんでしたので、それは駄目だということで意見を述べただけで、それを一方的に委員長が閉められたことは大変残念だと思います。</p>

藤川議員	<p>先ほどからそのときの私の説明が間違ってるとか答えられなかったとか言ってますけど、近藤議員の記憶が定かじゃないのか、あのときの名前は木曾グループと長良グループです。あのときは議長の席に座って私が説明をしている最中に、横から突然質問が来ました。「それは何でそんな名前なんや」と、説明の最中で質問の時間でもないのに。説明している最中でそれは資料に書いてあるんですよ。その前段階でいきなり言われて答えられなかったと断言されていますけど、説明をしている最中に質問がどんどん上がってくるし、「そんなやり方はおかしい」と野次が飛ぶ、はっきり言ってこのままごみ特を継続することは困難だと判断し、ごみ特を閉じました。</p> <p>私の説明が間違っているなら資料が間違っていて、あの資料は組合議会の資料ですのでそれが間違っているということにもなりますし、質問の時間でもないのに質問をして答弁ができなかったと主張されるのは、私は甚だ遺憾ですので、その点については否定させていただきます。</p>
野口議長	<p>申し訳ないですが、過去のことを色々言っても全然議論が進まないのので、進行させていただきます。</p> <p>ごみ特は全議員が委員ですし、先月、全協で担当課からしっかりと説明して頂きました。個人的にはもう必要ないのかなと思います。</p> <p>諮りますが、全議員が話を聞ける場は議長の責務も持ってこれからも設けますし、行政側からはまず正副議長に説明をして頂きますけれども、全議員に報告をしてくださいということも言いますので、全協で行政側の話を聞けばいいのかなと思ったりしています。</p> <p>市の一般事務に関係することについては、ごみ処理施設の関係も一般質問はできるわけですから、私は必要ないのかなと思ったりもするんですけど、前を向いて議論して頂きたいと思います。</p>
原議員	<p>2年前のごみ特を残すかという話のときに、検討させて頂きたいということで、そのときは廃止に反対しました。ただ2年経った今考えてみると、全協で議論できますので、今は必要ないと思っております。</p>
山田議員	<p>この問題は一般質問において、一部事務組合に関することは質問できないということが一つの原因で、この問題が</p>

発覚してると僕は思います。この特別委員会を作ったのは平成20年くらいで、私はそのとき新人議員だったので皆さんの考えに従ったんですが、そのときに候補地は岐阜羽島衛生施設組合の議決に任せるということがあったんです。それで候補地は重要なことなので、羽島市で作らないといけないうことで、全議員で構成する特別委員会を作った経緯があります。そして10年ほど経過して候補地が変わりまして、最終的には平方地区区画整理内の保留地3haを買って作るということで工事が進んでおります。

経緯はそういうことで、確かに組合議会には議長が出ていましたが、その前段階の行政的なことは当時の環境事業関係の部長がやって、また別に協議会が作られて、そこで協議されて組合の事務は進んでいったんですよ。

廣瀬さんの話は、あれはあれで僕は合ってると思うんですよ。確かに組合議会で発言できるのは議長だけです。今までは副市長は副管理者でした、羽島市の場合は。ところが数年前に副市長も理事、議長も理事と構成が変わってきましたので、行政側も議会側もあるわけですから。

皆さんのおっしゃる現状の組合議会の説明を議長ができるかと言ったら僕はできんと思う。僕も議長やらさせてもらったんですが説明は中々できません。市議会の代表として行くだけです。やはり事務局がありますので、執行部からでも説明をして頂くか、あるいは組合から来て頂いて説明をして頂くというようなことで。

ただ一般事務に該当せんという見解ですね。これさえはっきりしていれば、そんなに大きな問題ではないんじゃないかなと思っております。

野口議長

私が議長のうちは、組合議会について私から説明はしません。担当課に説明して頂きます、先月のように。皆さんどうですか、候補地も決まってるし。

南谷清司議員

先ほどからの話題は審議でなく説明を求めるという話ですから、特別委員会を設置してやるようなことではなくて、全協で説明をしてもらえれば十分だと私は思います。

山田議員

今はごみ特があるわけですから。確かに全協云々という話もありますが、ごみ特も全議員が委員なのでやることは一緒です。今あるものを廃止して全協でいいじゃないかというのは、皆さんがそれでいいならいいですが、私は継続して、事務的な関係は事務方に説明して頂ければいいんじ

南谷佳寛議員	<p>やないかと思えます。</p> <p>先ほど山田議員も言われたように、ごみ特を設置した理由は、候補地を選定するときに困ったから設置したと。もう候補地も決まって工事も順調に進んでるんだから、ごみ特は廃止してもいいと思えます。</p>
河崎議員	<p>色々ご説明頂いたんですが、局長が話をされたとおりで、何か意見があれば全協で集約して、それを組合議会で議長が発言されるということでもいいと思うので、ごみ特は廃止で結構かなと思えます。</p>
安井議員	<p>私も廃止でいいと思えます。議長が組合に行くときに意見を言って、結果を教えて頂けるということであればわざわざごみ特を開催することはないと思えますし、やはり我々が選んだ議長ですので、信頼して任せていけたらいいと思えます。言葉のあやかもしれませんが、先ほどから信頼されていないように見受けられますので。</p>
野口議長	<p>担当課からの説明になります。</p>
近藤議員	<p>私は別に議長がいけないとは言ってないです。先ほど議長がおっしゃられた、説明は事務方から必ずしますということは二重丸なんですよ。それを私はずっと言ってますので、その点だけ間違えないようにお願いします。</p>
野口議長	<p>説明はしっかりとしないといけないので。採決します。存続したいという人、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手少数)</p>
野口議長	<p>全協でしっかりやって、特別委員会は廃止でいい人、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
野口議長	<p>全協でしっかりやらせて頂きます。 他、何かございますか。</p>
佐藤議員	<p>先ほどの本会議の最終日程近くになって、新たに議会としての意見書が議員発議されました。しかし私は議運の委</p>

	<p>員ではございませんので、このような議員発議の意見書が出されることは承知しておりませんでした。</p> <p>弁護士会から要請が来ていたことまでは、事前に情報を頂いておりましたので承知しておりましたが、このような意見書が提出されるという情報は承知しておりませんでしたので、突然出されたという印象を持っております。弁護士会から要請されればそのまま追認することになりますと、市議会というよりも弁護士会の下部機関になりかねません。</p> <p>今後はもう少し情報提供して頂くか、今回のように最後に出されるのであれば、他の執行部提出案件と同様に一旦休憩として、議員提出案件に対する質疑の時間を十分に設けるなど、議員発議の議案を十分に検討できる環境を整えて頂くように要望いたします。</p>
野口議長	<p>議運の委員しか知らないのか。今後気をつけます。</p>
川柳議員	<p>全協で進めるということだと思いますが、特別委員会の設置や解散の要綱は決まってるんですか。</p>
野口議長	<p>ルールは決まっています、3月定例会で廃止について議案を提出します。</p>
	<p>他にございますか。</p>
	<p>(意見なし)</p>
野口議長	<p>これにて、全協を閉会します。</p>
	<p>【閉会＝午後0時51分】</p>